

出張報告書

平成30年8月8日

議長 京西 且哲 様

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 中井 良介

下記のとおり報告します。

記

1 目 的

第60回 自治体学校 in福岡 研修会参加

2 出 張 先

福岡市 福岡市民会館・西南学院大学

3 出張期間 平成30年7月21日～平成30年7月23日

4 出張者氏名 澤田 和代 池田 啓子 岸田 厚

5 てん末報告

別紙の通り

7月21日 全体会 会場：福岡市民会館大ホール

○ 記念シンポジウム 地域・暮らしに憲法をいかす

コーディネーター：石川 捷治

第1部 リレートーク

学校給食から見た子どもの貧困

社会保障、とりわけ生活保護を本当の権利にするためには

沖縄のいま」－平和・環境・人権－憲法と自治の活きる島をめざして
引揚の歴史をとおして平和を考える

それぞれの立場から発言

第2部 「特別対談」地域・暮らしに憲法をいかす自治体づくり

太田 昇(岡山県真庭市長)

石川 捷治(九州大学名誉教授)

真庭市長が、地域を真に豊かにするため、行政の役割

「行政は市民の幸せづくりを応援する条件整備」その中で、中山間地域の地域戦略、どれだけ住民の力・知恵・地域の自然それらを引き出す施策を発想するかそこに課題の解決がある。

市民を信頼しきること、市民に投げかけること、充分議論を尽くすこと、その中でこそ、市と住民の信頼関係が生まれる。

7月22日 それぞれが3つの分科会に参加 西南学院大学キャンパス

第4分科会、「会計年度任用職員制度と地方公務員」

報告者：池田 啓子

助言者・黒田兼一(明治大学)

*公務員労働の世界で「会計年度任用職員制度」が話題になっている。役所的なネーミングであり、何を目的とした制度か。

一方で、安倍政権が「働き方改革」を提唱しているが目的は何か。これで「地方公務員「改革」とどう関係しているのか。

2000年に入ってから「公務員改革」

2001年 公務員制度改革大綱

2002年 任期付職員法

2005年 集中改革プラン(職員削減、民間委託推進)

2104年 地公法改定(人事評価)

2107年 地公法、地方自治法改定(会計年度任用職員制度)

「公務員改革」は民間で行われてきたものと同じ。コスト削減と効率化(雇用【任用】と処遇に競争原理を組み込んだ「働かせ方」の実現

*公務員の役割「日本国憲法」第15条2項

「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」

「全体」とは住民一人ひとりのこと、いかなる集団への奉仕者ではないと考えるべき。これを逸脱した二つの改革は2014年の人事評価と2017年の会計年度任用職員制度。

人事評価の『評価』は「発揮した能力」であり、「挙げた業績」であり、「全体の奉仕者」から「首長への奉仕者」へと変質の可能性。

会計年度任用職員制度は、増え続ける非正規公務員の仕事が重要な仕事を担っている。現行の採用(任用)要件に合わない運用だが削減できず、非正規のまま新しい任用枠組みを作って解決する。つまり非正規公務員をさらに大量に採用しやすくする。限りなく非正規化が進行する。正規職員を「組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可と言った権力的業務など」に限定する可能性を示唆。

「公共サービスの提供者から公共サービスの管理者へ」

→「船の漕ぎ手から舵取りへ」

レポート1 福岡自治労連から

法の谷間に長い間放置されていた自治体に働く臨時・非常勤職員について、処遇改善どころか、限定的な手当の支給で事足りる「安上がり」である。政府の言う働き方改革に逆行するものである。問題点の分析と対応を検討している。処遇改善どころか自治体リストラへ

①いくつかの自治体で会計年度任用職員制度は面倒だから民間委託を考えているところが出ている。②正規職員を会計年度任用職員に置き換える。③財務省は財源を明確にしていない。④病院や学校で働く嘱託職員の特別職の扱い。労働組合としての学習・組織化・要求活動へと考えている。

レポート2 西宮養護学校職場からの報告(介助員労働組合)

学校生活での、教員とは違う立場で子どもと直接かかわり、教員と連携し、保護者と接する。子ども、保護者、教員との橋渡し。

この仕事における会計年度任用職員の問題点

①多くの非正規労働者が知らない。②条例化により労働条件等の公開による労働条件低下。③正規職員の労働条件の低下。④非正規への置き換え。⑤フルタイム、パートタイムによる分断と正規との格差・差別。⑥労働基本権の問題、⑦市民サービスの低下、⑧雇用不安の拡大。

介助員のプロとして自治体労働者として子どもたちの安心・安全な学校生活を保障するために、学習、教育委員会へは、実態把握を求める。

レポート3 大阪自治労連から

よりよい働き方、自治体づくりをめざした取り組み

法改正の内容、問題点「雇用の安定」「処遇改善」、よりよい働き方と自治体づくりに

こだわるたたかい、の報告

実施は2020年4月1日だが、労使合意がない中でみきり発射することは許せない。当局との交渉・協議で「臨時・非常勤職員の処遇改善」や、「住民サービスの向上に資する」ことが確かでない(労使合意できない)場合、「会計年度任用職員制度」を選択しないこともある。

総務省は2018年度中に勤務条件を確定し、2019年3月議会で条例化、4月以降に募集と言った考え方を示している。その一方で、各団体の実情に応じたスケジュールや職員団体との協議の必要性にも触れている。

十分な労使交渉・協議にいそむとともに、住民との共同、地方議員との懇談を行い、国に対して抜本的に解決することを求める「意見書」の決議を求める取り組みを進めることを報告された。

【感想】

参加者には地方議員も多く、今後の地方自治体のあり方が大きく左右されることになる法律であり、議会の判断に大きな責任もあることが伺える。岸和田市でも、すでに多くの非正規職員が、事務、窓口、保育所、学校などで、主要な業務を担って働いている現状である。非正規公務員をさらに大量に採用しやすいようにする法律をつくり、合法化してしまうことは、「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営原則」から大きく逸脱し、「全体の奉仕者」からの逸脱することにつながる。この機にこそ、本来必要な正規職員を増やすべきである。

第5分科会、「地域循環型経済と地域づくり」

報告者：岸田 厚

助言者・八幡一秀(中央大学経済学部教授)

レポート1

「世田谷区における公契約条例制定とその運用改善を目指す取り組み」

中村重美(世田谷地区労)

- 1) 「官製ワーキングプアをなくすこと」が取り組みの出発点
区で働く労働者の実態を、労働組合はじめ様々な団体の力を借りた徹底的な調査を行い、分析を通じ、労働者が置かれている実態がダンピングによりワーキングプアの実態が浮き彫りになる。
首長だけでなく、区の全ての区議会会派と懇談を持ち「公契約条例」がなぜ必要なのか合意形成を徹底的に行う。
- 2) 「条例」の特徴—産業振興、地域経済活性化、区民福祉の増進をかかげる。
 - ① 「条例」前文で「ダンピングの横行」による「厳しい経営環境の実態」や「不安定な雇用による低賃金労働者の出現」を指摘
 - ② 「条例」第1条(目的)で「適正な入札等を実施」「労働者の適正な労働条件の確保」「事業者の経営環境の改善」「区内産業振興及び地域経済の活性化並びに区民の生活の安全安心及び福祉の増進を図る」ことを謳う。
 - ③ 「条例」第4条(区長の責務)で「労働報酬専門部会の意見を聴いて、職種ごとの労働報酬の下限とすべき額を定め、事業者に示し、事業者が労働報酬下限額を遵守することにより、労働者に適正な賃金が支払われるようにする」と規定。ただし「罰則」等を課す規定を設けない弱点も
- 3) 「条例」制定後も「運用の改善」、「産業振興」「地域経済活性化」「区民の安心安全雇用産業に希望を広げる道」

感想 世田谷区において、区の発注する契約に公契約条例を制定することにより、管制ワーキングプアをなくそうとしている、条例の運用について各種団体、労働組合、議会の全ての会派との懇談や意見交換など丁寧に行っている。

岸和田市でも、少しでも市の行う契約について、下請単価の補償や、労働者への賃金保証がなされるならば、公契約条例は必要だと感じた。

レポート 2

「糸島市における循環型経済の推進と中山間・漁村地域の振興」

柳 昭夫（福岡県糸島市議会議員）

糸島市は福岡市から電車で30分程度の通勤圏内、ベッドタウンとしても人気がある街人口は100,721人少しずつではあるが増えつつある。産業は、農林水産、糸島ブランドとして商品化、福岡市を中心に人気が高まり東急へも進出。日帰り観光スポットとして人気も高まり、農林水産物直売施設、牡蠣小屋が人気市内に産直施設が18か所ある。

課題、内発的な地域循環型経済の確立のために

中山間・の漁村地域の振興をベースに考える

食料品製造業の集積と地域内調達、地域内取引の向上

エネルギーの自給率を、自然エネルギー（バイオマスをとり入れる）

感想

岸和田市も愛菜ランドや港マルシェを中心に農漁業の振興を考える必要がある、地域内での循環経済という新しい視点は本市としても充分検討する価値がある。

第6分科会 大規模災害

被災者の健康・生活実態と自治体の役割—熊本震災2年の経験から

報告者：澤田 和代

講師 高林 秀明（熊本学園大学社会福祉学部）

討論の柱

- 1、避難所問題、自治体の対応、責任の課題、地域コミュニティの支え
- 2、ボランティアの受け入れ体制と課題
- 3、国の責任、国の法整備、体制整備の問題

I・熊本地震の経験から

① 震度7を二回、余震が激しく、家の中にいられない状態でありながら、在宅のまま過ごした人たちが多数いた。命の危険を感じていながら、なぜ、避難しなかったのか？

→公共施設が少なく、避難は不可能であった。そのため車中泊の人が増えた。

② 熊本震災で罹災証明が交付されたのは21万件であり全壊・半壊(解体条件)のみ

- ・被災者生活再建支援金は全壊が150万円から300万円、半壊が100万円から250万円
- ・医療一部負担免除

→一部損壊の被災者は対象からはずされた。

③震災関連死については地震発生から2から3ヶ月後に死亡が増加。

- ・避難所生活の精神的肉体的限界、車中泊のエコノミー症候群、早産で赤ちゃん死亡など
- ・熊本市民病院が耐震がなく、命を守る砦としての役割果たせず、入院患者の転院により死亡者がでた。

④経済的格差が地震後の健康状態にも影響が出た

→収入安定層は地震後時間経過により健康を取り戻したが、収入不安定層は時間経過しても体調が戻らず悪化したまま推移。これは治療費や通院時間の確保の問題で治療に専念できたかど

うかにより格差が生じたものと言える。

⑤小学校が避難所となった一つの成功例

★尾ノ上地区一人口 13000 人住宅街

4 月 14 日地震直後は家の中で過ごしたり、公園にブルーシートを敷きねる人

本震の直後は小学校体育館は人であふれかえったため校舎も開放し、30 部屋確保可能となり、ペット同伴家族、精神疾患の方、など被災者の多様性に対応することができた。

★避難所指定は体育館のみ。教育委員会と危機管理の連携がないことが問題

教室を開放しなければ座るところもなかった。行政に頼らず校長の判断で教室を開放し、運営委員会をたちあげ、被災者を班にわけ、班長を決め、食事や物品の配給も班から 2 人であることにより、長蛇の列はできなかった。

仕事面でも、調理班、救護班、地域班など仕事ごとに班分けして、リーダーを決めたことで、避難所運営が格段にスムーズになり無駄なストレスはなくなった。

⑥ボランティアの問題

ボランティアは社会福祉協議会のセンターで受け付けをしたが、1 カ所では避難所や被災者のニーズが拾えない。

→複数のサテライトを構えることが鍵。4/25 から 5/28 までの 1 ヶ月間で 350 人のボランティアを受け入れ、地元のニーズをつかんでボランティアを要請し、派遣した。

受け入れ体制がしっかりしないと、せっかく来てくれたボランティアに帰ってもらうことになる。

⑦みなし仮設住宅の問題

プレハブ仮設住宅ではなく、民間賃貸住宅を市が借り上げ、2 年を目処にみなし仮設住宅として供給する。

★メリット一病人、高齢者、子育て世代などすぐに居を構えたい被災者はすぐに入居できる。

★デメリットどこに被災者が存在するのか、一般市民や医療ボランティアからは確認できない。救援物資、情報がとどかない。コミュニティから外れる
→孤独感、疎外感が募る、孤独死の危険。

★解決策としては支援員、ボランティアなどみなし仮設の人來れる場所づくり。交流拠点と組織をつくることが鍵

*各自治体によって被災者支援について差がある。

京都市は一部損壊でも支援の対象となる。

自治体により支援内容に差異を生じさせるのではなく国が支援の法整備を進めるべき。

7月22日 全体会

特別講演「くらしの現場で国民主権をまもろう」

— 国民主権と「地方自治」を実現するためにたたかい続けること —

講師：馬奈木 昭雄（弁護士）

1. 国民主権（立憲主義）と「地方自治の本旨」のもつ意義

- ① 「何ものにも制約されない自由な市民」による「それぞれの市民間の意思の合致」に基づく合意形成、これが現在の市民社会の基本
- ② 「地方自治の本旨」地域のことは地域で決める
「主権者」として「住民の合意」の形成をいかにして求めていくのか、その取り組みの具体方法と実行性がいま問われている。
- ③ 地方自治と住民との関係をどう考えるのか
(対立関係としてとらえるか、協同関係として捉えるか)
- ④ 自治体は「中立的立場」なのか「住民の立場に立つということがもつ意味」自治体は住民のために存在しているのであり、住民の生命・健康・生活の安全を護る立場に立つことが当然の存在理由であり、それ以外の立場はない。

中央政府と地方自治体の対立関係

地方自治体と中央政府は対等平等の関係

中央と地方をめぐる対立関係

諫早干拓事業

川辺ダム建設事業

産業廃棄物処分場の建設問題

など裁判にまで発展する、「住民の暮らし・命を守る」立場から地方自治体の果たす役割がますます重要。